

第 6712 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月 29日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 債務控除できる人

Q : 父が亡くなりました。姉は海外に居住して10年超になります。債務控除ができないと聞きました。どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

相続税は、遺産総額から債務及び葬式費用を控除して計算しますが、債務などを差し引くことができるのは、次の①又は②の人で、その債務などを負担することになる相続人や包括受遺者となっています。

①相続や遺贈で財産を取得した時に日本国内に住所がある人(一時居住者で、かつ、被相続人が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く)

②相続や遺贈で財産を取得した時に日本国内に住所がない人で、次のいずれかに当てはまる人

イ. 日本国籍を有しており、かつ、相続開始前10年以内に日本国内に住所を有していたことがある人

ロ. 日本国籍を有しており、かつ、相続開始前10年以内に日本国内に住所を有していない人(被相続人が、一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除く)

ハ. 日本国籍を有していない人(被相続人が、一時居住被相続人、非居住被相続人又は非居住外国人である場合を除く)

したがって、お尋ねの場合は、外国に10年超居住しているということですので、債務控除も葬式費用も控除することはできません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

